

平成20年度実施方針

省エネルギー技術開発部

1. 件名 エネルギー使用合理化事業者支援事業
2. 根拠法 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第15条第1項第5号及び第6号

3. 背景及び目的

<背景>

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況下、2005年2月、地球温暖化防止京都会議で採択された京都議定書の発効により、我が国は2008～2012年度（第一約束期間）における温室効果ガス排出量を1990年度比で6%削減する義務を負うことになり、同年4月には「京都議定書目標達成計画」が閣議決定された。

産業分野においては、これまで、省エネルギー設備投資の推進、エネルギー管理の適正化等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、産業部門のエネルギー消費全体に占める割合は依然として最大であること、加えて民生・運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが著しいことから、こうした分野において国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、更なる省エネルギーを進めることが必要とされている。

<目的>

本事業は、事業者の更なる省エネルギーを進めるための取組みを強力に支援し、当該事業の実施により投資に対する一定の効果を定量的に実証することで支援プロジェクトの内容を広く普及することにより、他の事業者の一層の省エネルギーの取組みを促すことを目的とする。

平成19年度は重点支援策として省エネルギー効果が高く、CO2排出抑制効果のある高効率な石油コージェネレーションシステムで、特に廃熱を有効利用する事業を重点支援する等の見直しを行い、更なる事業の拡大を図ったところである。

平成20年度は、さらに、業務その他部門（オフィスビル・小売店舗・病院・学校等）及び中小企業（中小企業基本法の定義に基づく）の省エネルギー事業を新たに重点的に支援していく。

また、平成17年度から国土交通省との連携により運輸関連事業においても重点支援を行っていることである。

平成20年度においても、引き続き国土交通省との連携により、運輸関連事業に対する支援を拡大していくとともに、以下の項目を補助対象に追加することにより、更なる取組みを強化していく。

追加・拡充項目

1. 航空貨物用軽量コンテナの導入(新規追加)
2. トラックターミナルへの省エネ設備導入（拡充）
3. 省エネ車両の導入（拡充）
4. 外部電源式及び蓄電式アイドリングストップ冷暖房機の導入（拡充）

<実施の効果>

設備導入による省エネルギー効果 約630,000k1/年（原油換算）

4. 事業内容

4-1. 事業概要

<事業概要>

エネルギーを使用して事業を行っている者が、更なる省エネルギーを推進するための設備・技術を導入する取組み及び国土交通省等が認定した省エネルギー事業に対し、当該事業に必要な費用の一部を補助する。

また、支援事業の普及促進のため、評価解析・効果検証等に関する調査研究を行う。

4-2. 事業方針

4-2-1 エネルギー使用合理化設備設置に係るもの

<補助要件>

①補助対象者

全業種を対象とする。ただし、シェアードESCO事業者及びリース事業者等が申請する場合は、設備設置事業者との共同申請とする。また、経営主体が異なる複数の工場等事業者間で総合的な省エネルギー対策を実施する複数連携事業については、連携する各事業者による共同申請とする。

②補助対象事業

省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれる省エネルギー設備・技術の導入事業を対象とする。

なお、省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた省エネルギー事業、経団連環境自主行動計画等で位置付けられた省エネルギー事業、高性能工業炉導入事業、天然ガス又は石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備導入事業、複数事業者連携事業、大規模省エネルギー設備導入事業、業務その他部門(オフィスビル・小売店舗・病院・学校等)における省エネルギー事業、中小企業(中小企業基本法の定義に基づく)における省エネルギー事業を重点的に支援する。

③審査項目

・政策的意義

省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた省エネルギー事業、経団連環境自主行動計画等で位置付けられた省エネルギー事業、高性能工業炉導入事業、天然ガス又は石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備導入事業、複数事業者連携事業、大規模省エネルギー設備導入事業、業務その他部門(オフィスビル・小売店舗・病院・学校等)における省エネルギー事業、中小企業(中小企業基本法の定義に基づく)における省エネルギー事業であるかを審査する。

・省エネ効果

事業実施による省エネルギー効果(原油換算)について評価する。

・普及性

費用対効果及び技術の普及性の観点から評価する。

< 補助条件 >

補助率、補助金額上限及び事業期間は下表のとおりとする。

年度	事業	補助率	補助金額上限	事業期間
単年度	単独事業	1 / 3	5 億円 / 事業	1 年度
複数年度				原則 2 年度
		複数連携事業	1 / 2	1 5 億円 / 年度
	大規模事業	1 / 3		

4-2-2 エネルギー使用合理化指定設備設置に係るもの

< 補助要件 >

①補助対象者

国土交通省等による事前の要件審査・事業認定を受けた省エネルギー事業を実施しようとする者とする。

②補助対象事業

運輸関連事業（①省エネ型船舶設備及び新船舶へのリプレース、②輸送機器の適正運行の促進；アイドリングストップ、冷蔵倉庫等の省エネ型トランス等の導入、③EMS（エコドライブ管理システム）の普及促進、④物流事業者等による省エネへの取組みの支援、⑤省エネ型貨物機関車等の導入、⑥タクシー車両における省エネの推進、⑦デマンド交通におけるオンデマンドシステムの普及促進、⑧高度タクシープールの整備によるアイドリングストップの促進、⑨空港内車両のエコカー化促進、⑩駐機中航空機用地上動力設備の導入、⑪航空貨物用軽量型コンテナの導入）を対象とする。

また、その他の省庁により認定を受けた省エネルギー事業を対象とする。

③確認・評価項目

・政策的意義

関係省庁が認定した省エネルギー事業であるかを確認する。

・省エネ効果

事業実施による省エネルギー効果（原油換算）または機器効率改善率について評価する。

< 補助条件 >

補助率、補助金額上限及び事業期間は下表のとおりとする。

年度	事業	補助率	補助金額上限	事業期間
単年度	単独事業	1 / 3	5 億円 / 事業	1 年度
複数年度				原則 2 年度

4-2-3 事業規模

< 平成 20 年度事業規模 >

エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） 29,646 百万円

※事業規模については変動があり得る。

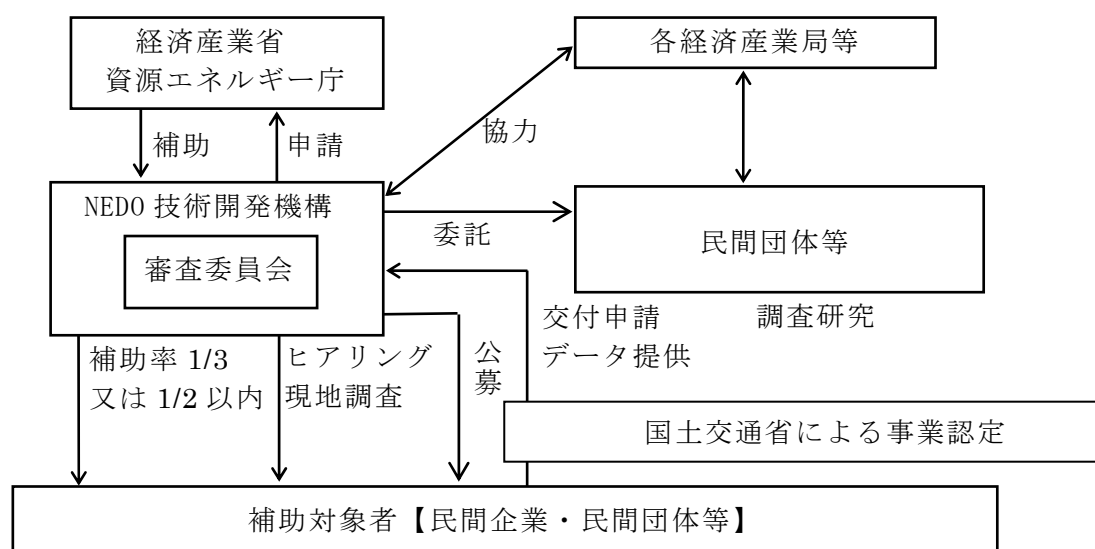
4-3. これまでの事業実施状況

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
採択実績額(百万円)	4,503	8,182	8,404	10,942	11,487	14,722	23,125	13,103
応募件数	90	127	199	231	161	339	493	391
採択件数	35	70	120	111	80	314	421	331

5. 事業の実施方式

5-1. 実施体制

<実施スキーム>



5-2. 公募

NEDO 技術開発機構ホームページにて公募を実施する。なお、交付決定の状況により追加公募を行うこともあり得る。

5-3. 採択方法

① 審査委員会の設置について

・ 審査方法

NEDO 技術開発機構内部にて事業内容のヒアリング等を行った後、外部有識者による審査委員会に諮り、採択案件候補の選定を行う。

・ 審査委員会

大学教授を含む有識者で構成する。

・ 審査委員名の公表

採択結果を公表する際に同時に公表する。

② 採択結果の公表・通知

採択者については、交付規程に基づき交付決定通知を行うとともに、簡単な事業内容を含めてプレス発表し、NEDO 技術開発機構ホームページにも掲載する。

また、不採択者については、不採択理由を明記して不採択通知を行う。

6. その他重要事項

6-1 事業評価

平成20年度事業終了時に事業評価を実施する。

6-2 継続事業に係る取り扱いについて

複数年度にわたる事業であって平成19年度補助事業が完了し、平成20年度申請書及び実施計画書が平成20年3月31日までに提出された事業については、平成20年4月1日から事業実施可とする。

6-3 複数年度事業に係る取り扱いについて

事業実施期間は、原則2年以内とする。ただし、2年を超える案件が存在した場合には、あらかじめ審査委員会に諮り事業期間の設定を行うものとする。

6-4 調査研究事業について

補助事業の導入・普及状況について、情報収集、調査・分析を実施する。
(委託先 民間団体等)

6-5 成果報告

事業終了後、普及促進を目的に1年間データを収集・分析しその結果を公表する。

7. スケジュール

7-1 スケジュール

公募期間	平成20年3月下旬～6月上旬
公募説明会	平成20年4月中旬
審査期間	平成20年6月上旬～6月下旬
交付決定	平成20年7月下旬
事業終了	平成21年3月初旬

※ 交付決定の状況により追加公募を行うこともあり得る。

7-2 来年度の公募について

事業の効率化を図るため、平成20年度中に平成21年度採択候補案件の選定を開始する。ただし、事業の内容は、別途平成21年度実施方針で定める。